

令和 4 年度吹田市立図書館用視聴覚資料 (CD) 納入業務仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和 5 年 (2023 年) 3 月 31 日まで

2 納入場所

吹田市立中央図書館 (吹田市出口町 18 番 9 号) ほか、指定する場所

3 納入予定金額及び納入予定点数

(1) 既存館分

約 125 万円 (税込)

約 400 点 (平均単価 約 3,000 円 (割引なし税込) で算出)

(2) 新館分

約 280 万円 (税込)

約 1000 点

※ 参考数値

令和元年度 (2019 年度)

購入額 1,520,181 円 (税込) 購入点数 611 点

令和 2 年度 (2020 年度) (新館用資料を含む)

購入額 8,872,916 円 (税込) 購入点数 3,733 点

4 納入対象 CD

原則、株式会社シーデージャーナル発行の雑誌「CD ジャーナル」掲載分及びシーデージャーナルのインターネットサイト「CD ジャーナル」掲載分 (過去のものを含む)。その他、マイナーレーベルの CD や、「CD ジャーナル」に非掲載 CD も対象とする。

5 CD の選定

納入する CD は、発注者が選定する。

6 納入率

80%以上とする。

7 業務内容

別紙、「吹田市立図書館 CD 納入手順書」に従って、発注後 40 日以内に指定した納入場所に原則一括で納入する。

8 その他

(1) 受託業務の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(ただし、あらかじめ書面による市の承諾を得たときはこの限りではない。)

(2) 本仕様書に定めのない事項について、又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

吹田市立図書館 CD 納入手順書

1 発注方法

- (1) 発注データは、エクセルデータ形式で発注者が作成し、電子メール又は FAX で送付する。
- (2) 受注 CD については、受注者において在庫状況および受付、出荷状況について、発注者からの求めに応じて確認することができるようにすること。
- (3) 受注した CD が品切れ・廃盤等により入手できないことが判明した場合は、受注者は速やかに発注者に連絡すること。
- (4) 納入のため確保した CD の本体価格、品番、発売年などが、受注データと異なる場合は、受注者は発注者に確認すること。

2 納入

- (1) 受注者は、発注者が発注した CD を、新譜注文品の 70%については、発注後 40 日以内に納入すること。発注時に品番について発注者から品番移行不可の指示があったものについて、受注者はその指示に従う。
- (2) 流通事情等の理由により、発注後 40 日以内に納入することができない場合は、受注者はその理由と納入予定日を連絡し、発注者の指示に従うこと（未納品一覧表の提出）。
- (3) 納入場所は、仕様書のとおりとする。
- (4) 納入時間は、平日午前 10 時から午後 5 時までの間に行うこと。
- (5) 納入時に受注者は、原則として発注館ごとの納品書・CD 納入明細書を提出すること。
- (6) 納入は、原則納入明細書の順番通りに並べられていること。
- (7) CD 納入明細書は、タイトル、アーティスト名、品番、本体価格、分引後価格、納入価格を CD1 点につき 1 行で記入し、表書において、総点数、本体価格計、分引後価格計、納入価格計が確認できること。
- (8) 納入された CD に破損等が発見された場合は、発注者と協議の上、受注者は速やかに無償で交換を行い、発注者の検収確認を受けること。
※検収とは、納入明細書と納入された CD を突き合わせ、納入明細書の記載に間違いがないか、CD に破損等がないか等を確認する作業をいう。
- (9) 納入又は破損 CD の配送・返送に係る全ての費用は、受注者の負担とする。
- (10) 分引後価格は、本体価格（消費税等相当額を抜いた金額）から、本体価格に分引率を乗じた額を引いた金額（1 円未満切り捨て）とし、CD1 点ごとに算出すること。
- (11) 納入価格は、分引後価格に消費税等相当額（1 円未満切り捨て）を加算した金額とする。

3 発注の取消し

未納品一覧表での報告がなく、発注後 60 日を超えて納入された CD については、発注者は発注を取り消す場合がある。

4 請求書の発行と支払方法

発注者において納入後 30 日以内に検収を行い、検収が完了したのち受注者は請求書を発行する。請求書には発注館ごとの CD 明細を添付すること。あわせて、請求書に添付の CD 明細をエクセルデータにて発注者へ提出（電子メールで送付又は CD-ROM にて提出）すること。市は適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、検収作業において破損等が見つかった場合はこの限りではない。